CPSA 0152

ベビーカーのＳＧ基準(TypeⅡ)（公開版）

一般財団法人製品安全協会制定　2025 年 6 月 1 日
一般財団法人製品安全協会改正　2026 年 6 月 9 日

一般財団法人製品安全協会

ベビーカー専門部会　委員名簿

（委員は 50 音順）

	氏名	所属
（部会長）	西田 佳史	東京科学大学
（委員）	伊藤 友里枝	名古屋市役所健康福祉局
	小林 靖典	CTP JAPAN 株式会社
	清水 直	コンビ株式会社
	辻 泰彦	一般財団法人日本車両検査協会
	Dorothy M.Y. Lau	INTERTEK TESTING SERVICES HONG KONG LIMITED
	布施 真行	株式会社ダッドウェイ
	細谷 恵	主婦連合会
	松井 慎吾	株式会社カトージ
	宮崎 祐介	東京科学大学
	三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	森井 平	株式会社リッチェル
	山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社
	山本 正彦	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社
（オブザーバー）	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課	
	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	東京都生活文化局消費生活部生活安全課	
（事務局）	一般財団法人製品安全協会	

ベビーカーのＳＧ基準(TypeⅡ)
SG Standard for stroller(TypeⅡ)

１．基準の目的

この基準は、ベビーカーの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

２．適用範囲と引用規格

この基準は、体重が 15kg まで又は 22kg までの乳幼児を一人又はそれ以上乗せることができるものとして設計されたベビーカー（以下「ベビーカー」という）の安全性品質と検査方法を規定したものである。また、20kg までの幼児を立たせて乗せることができる台を付属したベビーカーにも適用する。

なお、22kg までの乳幼児を乗せることができる旨を表示するベビーカーにあっては、その試験における荷重等は、体重 22kg を基礎として設定したものを適用する。

車輪の付いた玩具、モーターで駆動するベビーカー、特別な配慮が必要な子供のために設計されたものは対象としていない。

また、ベビーカー又はその一部が複数の機能をもつ場合、又は他の機能に変換できる場合は、関連する規格に準拠する必要がある。

この基準は、次に掲げる規格を引用規格とする。

ISO 31110:2020 (Wheeled child conveyances - Pushchairs and Prams Requirements and test methods)
※以下、ISO という。

備考：この基準が引用する ISO は、その適用範囲を 3 歳以下の乳幼児用のベビーカーとしており、また、3 歳以下の乳幼児の平均的な体重は 15kg として試験荷重等を設定している。

３．種類

ベビーカーの種類は次のとおりとする。

種類	内　　容
プラム形	底面部と基本的に垂直で連続した側面部で構成される箱型のもの
プッシュチェア形	座面(シート)とリクライニング機構付き背もたれがあるもの
チャイルドシート A 形	体重 9kg までの子供に使用するチャイルドシートを取り付けたもの
チャイルドシート B 形	体重 13kg までの子供に使用するチャイルドシートを取り付けたもの
その他	※上記の組み合わせや立ち乗りによる複数人を運搬できるもの

４．安全性品質

ベビーカーの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
１．基本的要求事項	１．ISOの以下の項目に適合すること 8 Mechanical hazards 8.1 Protective functions 8.1.1 Suitability of vehicle 8.1.2 Minimum internal height of pram body 8.1.3 Restraint system and fasteners 8.2 Entrapment hazards 8.2.1 Holes and openings 8.3 Hazards from moving parts 8.3.1 Requirements 8.3.2 Shearing hazards 8.3.3 Crushing hazards (see F.3.4) 8.3.4 Wheels 8.3.5 Locking mechanism(s) 8.4 Entanglement hazards 8.4.1 Requirements 8.4.2 Test method 8.5 Choking and ingestion hazards 8.5.1 Requirements 8.5.2 Test methods 8.6 Suffocation hazards 8.6.1 Internal lining of the pram body and seat unit 8.7 Hazards from edges and protrusions 8.8 Parking and braking devices 8.8.1 Requirements 8.8.2 Test methods 8.9 Stability 8.9.1 Stability of vehicle 8.10 Structural integrity 8.10.1 Carrying handles and handle anchorage points of pram bodies and seat units with a carrying function 8.10.2 Longitudinal stability of a	

項目	基準	基準確認方法
	pram body with carrying handles 8.10.3 Strength and durability of attachment devices for pram bodies, seat units, car seats or carry cots 8.10.4 Irregular surface test 8.10.5 Dynamic strength 8.10.6 Wheel strength 8.10.7 Handle strength	
２．追加要求事項１	２．折りたたみ開閉操作中に生じる危険 (1) ベビーカー自体が保管等や持ち運びのために折りたたむことができるものにあっては、開閉操作中に、互いに相対的に動く剛体部品間には、せん断又は破砕の危険があってはならない。	
３．追加要求事項２	ベビーカーを構成する素材は次のとおりとする。 (1) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあっては、食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第４おもちゃの規定に適合すること。 (2) 繊維材料は、乳幼児に有害な有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく厚生省令第 34 号別表１の規定に適合すること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。	

５．表示及び取扱説明書

ベビーカーの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
１．表示	１．製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、(3)については、その主旨を見や	１．表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認す

項目	基準	基準確認方法
	すい箇所に表示すること。 　なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 使用上の注意。 a) 使用に適した年齢 b) 使用時に保護者が離れない旨 c) 展開の操作が完了し、折りたたむことができる構造が固定された状態で使用する旨 d) 折りたたみの操作は乳幼児から離れて行う旨 e) シートベルトを装着して使用する旨 f) 乳幼児が座ることができるようになったら、シートベルトを装着して使用する旨	ること。 　なお、(3)の表示項目は「警告」の文字を併記し、2.5㎜以上の大きさ（縦寸法）と目立つ色彩を用いるなどして認知しやすいものであることを確認すること。
２．取扱説明書	２．製品には、ISOの10.4 Instruction for useで指示される記載事項を基本的要求事項とし、次に示す主旨を追記・修正した取扱説明書を添付すること。 (1)　以下の警告事項を追記すること a) 警告！　バンパーバーやプラムのキャリーハンドルを使って、ベビーカーを持ち上げないでください。 b) 警告！　ハンドル部にものを下げないこと、後方に転倒しやすくなります。 　ただし、製造業者等が許容するものは除く。	２．専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項目	基準	基準確認方法
	(2)　使用開始月齢は、新生児時期(1 か月)を過ぎてから使用する旨。 (3)　以下の使用上の注意を追記すること a)　身体保持装置は、子供の体格にあった状態になるように調節すること。(垂れ下がった状態にしておくと、首に巻き付いたりする危険性があります。) b)　空車であっても坂の途中、車道に近い歩道上など危険な場所に放置しないこと。 c)　子供を乗せたままベビーカーを持ち上げて移動しないこと。(バランスを崩したり、足下が見えなくてつまずいたりする危険があります。) d)　子供をベビーカーの中で立たせないこと。 e)　ストッパは、路面の状態、構造・機能上、耐久性などから、絶対的に動かないようにはできないものであること。 (4)　ＳＧマーク制度は、製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。	